

住民税が還付される可能性があります！ 申告をお忘れなく！

税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置について

～ 平成19年に所得が大きく減った方はご注目！！～

- ・ 税源移譲は住民税と所得税の税率変更により行われるため、ほとんどの人は住民税が増えても所得税が減り、税負担の総額は変わりません。
- ・ しかし、住民税は前年（平成18年）の所得をもとに課税されるため、退職等により平成19年の所得が大きく減ってしまった方については、所得税の減額の影響を受けられず、住民税の負担のみが大きく増えることになります。
- ・ このような方については、特例措置として、既に納付いただいた平成19年度分の住民税額から税源移譲により増額となった住民税相当額が還付されます。

どんな人が対象なの？

平成18年に一定の所得があったが、平成19年において所得税がかからない程度まで大幅に所得が減ってしまった方が対象となります。

対象となる可能性のある方

● 出産や病気で長期休職中の方

● 転職のため会社を辞めた方

● 定年により会社を退職した方

● 急激に業績が悪化した自営業の方

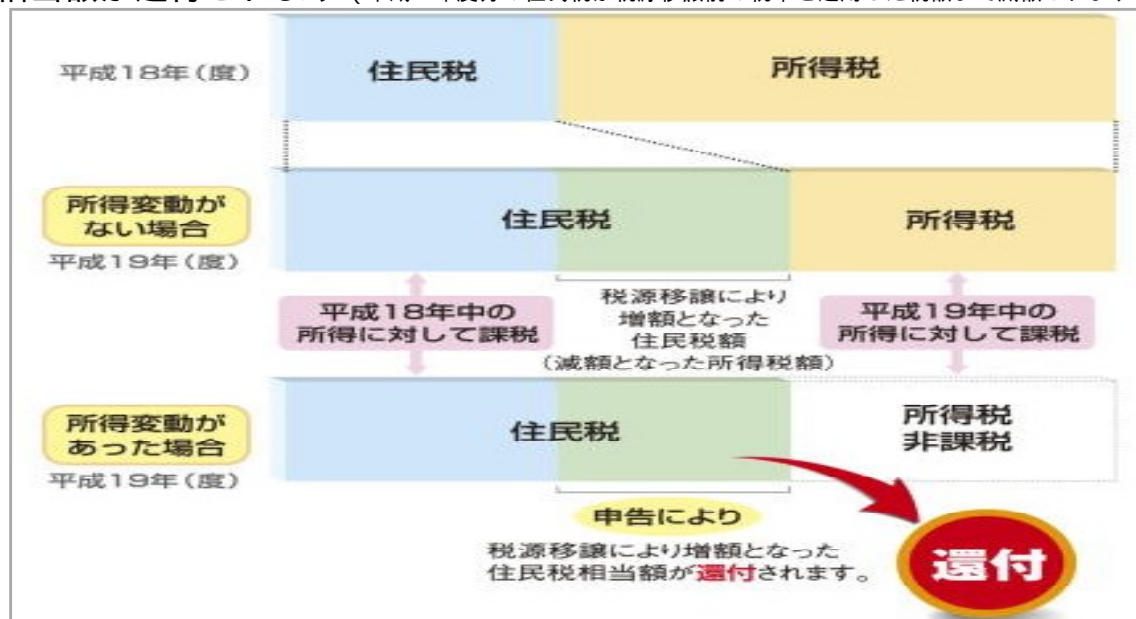
住民税と所得税の人的控除（配偶者控除、扶養控除、基礎控除等）額の差の合計額が、平成20年度住民税の合計課税所得金額（課税長期譲渡所得等の金額がある場合はこれらを合計した金額）以上になる方に限られます。

次のような方は対象とはなりません。

- ・ 平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住していない方
- ・ 寄附金控除額などの人的控除以外の控除額の増加又は住宅ローン控除などにより所得税が課税されなくなった方

還付金額はどう決まるの？

すでに納付済みの平成19年度分住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額が還付されます（平成19年度分の住民税が税源移譲前の税率を適用した税額まで減額されます）。



還付を受けるためにはどうしたらいいの？

平成20年7月1日(火)から31日(木)までに、平成19年1月1日現在お住まいの市区町村に所定の申告書を提出してください。

申告先	平成19年1月1日現在 お住まいの市区町村 (平成19年度分住民税を課税した市区町村) <u>他の市区町村へ転居された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。</u>																				
申告期間	平成20年7月1日(火)から7月31日(木)まで																				
申告書等	「市町村民税道府県民税減額申告書」を提出してください。 【市町村民税道府県民税減額申告書イメージ】 平成 19 年度分 市町村民税 道府県民税 減額申告書 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">現住所</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%;">整理番号</td> </tr> <tr> <td>市町村長殿</td> <td>平成 20 年 1月1日現在の住所</td> <td></td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>提出年月日</td> <td>平成 19 年 1月1日現在の住所</td> <td></td> <td>生年月日</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>フリガナ</td> <td></td> <td>明・大 昭・平</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td>印</td> <td></td> </tr> </table> 平成19年度分道府県民税及び市町村民税について、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第6条第1項及び第12条第1項の規定の適用を受けたいので、同法附則第6条第3項及び第12条第3項の規定により申告します。 備考 1 この申告書は、平成20年7月1日から同月31日（同月1日以後にこの減額措置の適用を受けられる状態となったときは、当該状態となった日から1月を経過した日の前日）までの間に、平成19年1月1日現在における住所所在地の市町村長に対して提出してください。 2 「整理番号」の欄は、記載しないでください。 申告書は、市役所・町村役場で配布しています。 (群馬県ホームページ(TAXホームページ)からもダウンロードできます。)		現住所		整理番号	市町村長殿	平成 20 年 1月1日現在の住所		電話番号	提出年月日	平成 19 年 1月1日現在の住所		生年月日	年 月 日	フリガナ		明・大 昭・平		氏名	印	
	現住所		整理番号																		
市町村長殿	平成 20 年 1月1日現在の住所		電話番号																		
提出年月日	平成 19 年 1月1日現在の住所		生年月日																		
年 月 日	フリガナ		明・大 昭・平																		
	氏名	印																			

お問い合わせ先

前橋市	市民税課	(027)890-6203	吉岡町	財務課	(0279)54-3111	片品村	住民課	(0278)58-2116
高崎市	市民税課	(027)321-1218	吉井町	税務課	(027)387-3111	川場村	総務課	(0278)52-2111
桐生市	市民税課	(0277)46-1111	上野村	住民課	(0274)59-2111	昭和村	税務課	(0278)24-5111
伊勢崎市	市民税課	(0270)24-5111	神流町	住民生活課	(0274)57-2111	みなかみ町	税務課	(0278)62-2111
太田市	市民税課	(0276)47-1111	下仁田町	住民税務課	(0274)82-2111	玉村町	税務課	(0270)64-7703
沼田市	税務課	(0278)23-2111	南牧村	住民生活課	(0274)87-2011	板倉町	生活窓口課	(0276)82-1111
館林市	税務課	(0276)72-4111	甘楽町	住民課	(0274)74-3131	明和町	税務課	(0276)84-3111
渋川市	税務課	(0279)22-2111	中之条町	総務課	(0279)75-2111	千代田町	税務課	(0276)86-2111
藤岡市	税務課	(0274)22-1211	長野原町	町民生活課	(0279)82-2244	大泉町	税務課	(0276)63-3111
富岡市	税務課	(0274)62-1511	嬬恋村	税務課	(0279)96-0513	邑楽町	税務課	(0276)88-5511
安中市	税務課	(027)382-1111	草津町	税務課	(0279)88-0001	群馬県庁	市町村課	(027)226-2230
みどり市	税務課	(0277)76-0964	六合村	総務住民課	(0279)95-3111		税務課	(027)226-2196
富士見村	税務課	(027)288-2211	高山村	税務課	(0279)63-2111			
榛東村	税務課	(0279)54-2211	東吾妻町	税務課	(0279)68-2111			

—— 群馬県・市町村 ——